

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	生涯学習センター
委 託 業 務 名	大津市生涯学習センター吸収式冷温水発生機保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市本丸町
概 要	吸収式冷温水発生機の保守点検業務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	1,037,300円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号 〔名 称〕パナソニック産機システムズ 株式会社 近畿支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、メーカーと直接契約せずに総合管理業務の受託業者を通し再委託する形で業務を行っていたが、平成25年度に実施された外部監査にて、再委託の見直し及び業務体制の改善を図るよう指摘を受け、当該業務を総合管理業務から分離した。 当該業務は、経験や知識を必要とするため、当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。